



北総東部



No.80
H29.7.1

目次

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ☆平成29年度予算 ② | ☆より良い水を皆さんに ⑥ |
| ☆第48回通常総代会開催 ③ | ☆農地中間管理事業の紹介 ⑥ |
| ☆工区長紹介 ③ | ☆子供絵画展作品募集 ⑦ |
| ☆用水の安定供給のために ④ | ☆こんな時は届出を ⑦ |
| ☆漏水を見つけたら連絡を ⑤ | (組員資格得喪・農地転用除外・開発行為) |
| ☆節水にご協力を ⑤ | ☆人事異動 ⑦ |
| ☆施設は自分達で守ります ⑤ | ☆平成29年度賦課金 ⑧ |
| ☆法面の除草剤散布にご注意を ⑤ | |



発行 **北総東部土地改良区** 〒289-0425 千葉県香取市大角1545-19
TEL 0478-70-9123 FAX 0478-70-9070
E-mail : mirai@hokusotobu.or.jp <http://www.hokusotobu.or.jp>

予算総額は5億4,760万円に

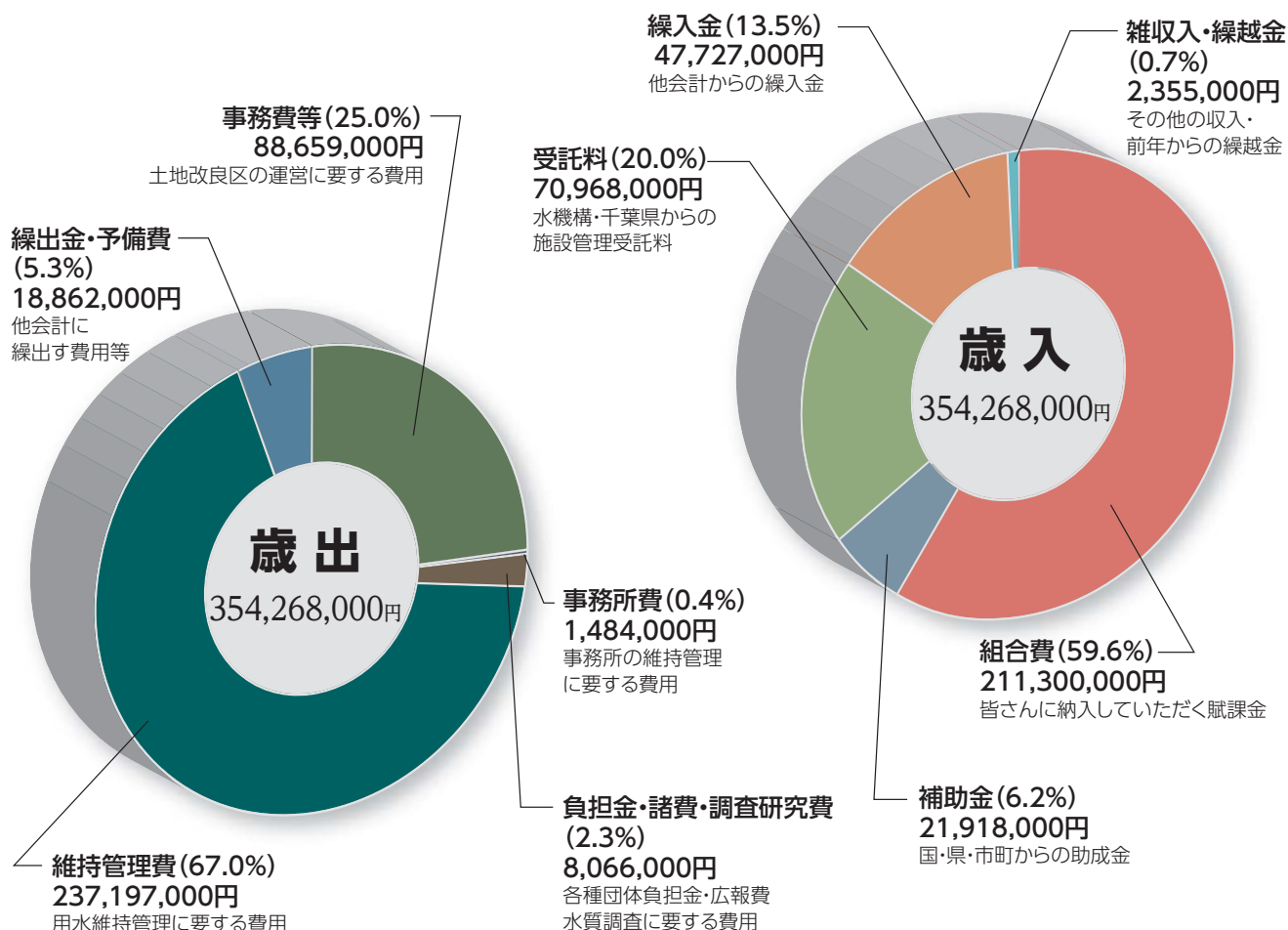
(施設維持管理を重点に予算化)

第48回通常総代会で決定

会計名	予算額(千円)
一般会計	354,268
財政調整基金積立金特別会計	12,865
職員退職給与積立金特別会計	15,002
維持管理調整積立金特別会計	25,105
維持管理適正化事業特別会計	32,719
農地転用決済金特別会計	2,408
開発行為等特別会計	1,031
支(工)区特別会計(17会計)	104,230
計	547,628

安定した土地改良区運営に向けて
平成29年度予算が
成立しました

平成29年度一般会計 予算の内訳



第48回通常総代会が開催されました

北総東部土地改良区第48回通常総代会が、3月28日（火）午前10時から匝瑳市民ふれあいセンター大ホールにおいて開催されました。

総代会は、林義秀議長の進行によりすべての議案が原案どおり可決決定し、滞りなく閉会しました。



●可決決定された議案

- 第1号議案 北総東部土地改良区定款の一部変更について
- 第2号議案 北総東部土地改良区一般会計平成28年度歳入歳出補正予算（第1号）について
- 第3号議案 北総東部土地改良区特別会計平成28年度歳入歳出補正予算（第1号）について
- 第4号議案 北総東部土地改良区工区特別会計平成28年度歳入歳出補正予算（第1号）について
- 第5号議案 北総東部土地改良区一般会計平成29年度歳入歳出予算について
- 第6号議案 北総東部土地改良区特別会計平成29年度歳入歳出予算について
- 第7号議案 北総東部土地改良区工区特別会計平成29年度歳入歳出予算について
- 第8号議案 平成29年度組合費の賦課徴収について
- 第9号議案 他会計からの借入について
- 第10号議案 平成29年度役員、総代、委員の報酬及び費用弁償手当ての支給について
- 第11号議案 平成29年度歳計現金預入金融機関の指定について

平成29年度工区長さんをご紹介します

*印は新工区長（敬称略）

大栄連合				干潟支区			山田連合					栗源支区				神崎	多古	中沢	飯塚	八日市場	織幡	吉原	工区・分区				
鷹ノ巣分	大堀工	吉岡工	十余工	村田工	錦木工	南堀之内工	宮前工	山田工	田部工	仁良工	大久保工	九十九塚工	原新田工	沢倉工	山倉工	高萩工	上の台工	岩部工	神崎南部工	多古工	中沢工	飯塚分	八日市場工	織幡工	吉原工	氏名	
	*鈴木敏夫	*飯笹雄次	*池谷正幸	*富岡四郎	*篠塚正一	増田祐幸	佐野勝己	宮崎恵夫	菅谷榮治	*菅谷久賢	竹蓋敏男	山崎章	宇井正一	菅井克明	高橋基春	松井正之	椎名康賀	大野等	飛ヶ谷幸夫	石橋勇	勝又正之	菅澤昌則	*栖関実	*齊藤實	林勝雄	宮本康利	備考
					連合長	支区長		連合長							支区長												

「用水の安定供給のために」

平成29年度
施設整備計画



工事件名 北総東部用水九十九塚揚水機場
主ポンプ整備工事
工事概要
ローター組込
発注者 豊株式会社千葉支店

九十九塚揚水機場ポンプ整備工事

用水の供給に支障をきたすことのないように、下記のとおり施設の整備更新工事を行います。

●基幹水利施設整備工事計画（水資源機構幹線施設）

工 事 名	工 事 内 容
船戸揚水機場ポンプ設備整備工事	利根川から水を汲み上げるポンプを整備します。
加圧機場ポンプ設備整備工事	畑に送水するポンプや補助機器を整備します。
ファームポンド注水バルブ更新工事	幹線水路からファームポンドに注水する電動バルブの更新を行います。
幹線水路水田線バルブ更新工事	開閉に支障のある水田分水口バルブの交換電動化工事を行います。

●土地改良施設維持管理適正化事業

地 区 名	事 業 内 容
東 ・ 西 幹 線	用水路整備補修（老朽化した用水管や仕切弁の交換等を行います。）
宮 前 揚 水 機 場	ポンプ設備更新（老朽化したポンプや補助機器を更新します。）

●農業基盤整備促進事業

地 区 名	事 業 内 容
北 総 東 部（3）	農業用排水施設整備

*整備工事にあたり、実施時間、工法の検討を行いご迷惑のかからないよう配慮してまいります。

漏水を見つけたら土地改良区に連絡を!

北総東部用水は、埋設されたパイプラインにより送水しているため、いつどこで漏水が発生するか予測が付きません。

特に道路下の漏水は、路面の陥没や交通事故などの二次災害を招く恐れがあります。

大きな事故にならないよう、漏水を発見したら至急、土地改良区もしくは地区役員まで連絡を下さるようご協力をお願いします。



農道砂利敷き



立ち木伐採

地区の皆さんのご協力により施設は守られています。これからも、施設の維持管理にご協力をお願いします。

施設は、自分達で



守ります

節水にご協力を



北総東部用水では、パイプラインを通じて、各区へ配水しています。

そのため、用水のかけ流しや出し過ぎなど、必要以上で使用されますと、末端の給水栓からの水の出が悪くなる場合があります。

組合員の皆様には、用水の利用に際して、給水栓をこまめに操作していただき、節水にご協力をお願いします。



農道・排水路の法面に、根まで枯らす除草剤が使用されて軟弱地盤となり、それが原因による法面崩れが多く発生しております。

また、水田でも除草剤散布による畦畔崩れが心配されることから、使用の際はご注意ください。皆様のご協力をお願いします。

法面の除草剤散布にご注意を

浸透移行性の高い除草剤の使用は控えましょう。

より良い水を皆さんに



返田揚水機場において水質浄化対策として中継水槽の土砂撤去工事を行いました。
より良い水を組合員の皆さんにお届け出来るよう今後も水質向上に努めてまいります。

農地中間管理事業の紹介

農地中間管理事業は、担い手への農地集積・集約化を図るため、農地の中間的な受け皿となる農地中間管理機構（千葉県園芸協会）が農地所有者と農業経営者の間に立ち、経営規模を縮小したい農家等から農地を借り受け、担い手に使いやすいように集約して貸し出す事業です。

農地中間管理事業の仕組み

農地の出し手（所有者）



農地中間管理機構（千葉県園芸協会）

- ①農地を借受けます。
- ②必要な場合は基盤整備等の条件整備を実施します。
- ③担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けます。
- ④機構が農地を借受けてから、貸し付けるまでの間、農地として管理します。



農地の受け手（担い手）

相談または、問合せ先

- ・市町の農政担当課等
- ・公益社団法人千葉県園芸協会 農地部 TEL：043-223-3011

子供絵画展に応募しよう!

応募資格 小学生

作品のテーマ 「新発見!ぼくのわたしのふるさと」にまつわる題材で自由に描いてください。(田んぼ・ため池・農業用水路などの風景や、そこに住む生き物たち、農業に関する古くからの風習、様々な農作業風景など)

作品のサイズ 四つ切(38cm×54cm)
以上の画用紙サイズ



作品は、8月31日までに土地改良区へ持参してください。
詳しくは総務課までお問合わせください。

◎組合員の死亡による 農地の相続

◎農地の小作契約・解除

◎経営移譲又は農業者年金の受給

◎農地の売買・贈与・交換による 所有権移転 などに該当する場合



「資格得喪通知書」を提出してください。

- ◎公共機関(市町・法務局)で手続きを行っても、土地改良区へ届出がなければ台帳は変わりません。
- ◎届出がない場合は、現組合員にそのまま賦課されます。
- ◎電話での変更はできませんので、必ず届出をしてください。

◎受益地を農地以外の宅地・ 公共事業用地・道路等 へ転用する場合



土地改良区との協議と決済金の納入

が必要です!

土地改良区から農地を除外する場合には、土地改良法第42条の規定により、面積減少による他の組合員への負担が過重とならないように決済金の納入が必要となります。

退職者

主任主事 遠藤 直樹
(平成29年4月30日付け)

賦課徴収課

徴収係長 山田 聡志

管理課

課長補佐 齋藤 達興
管理Ⅱ係主事 金杉 燎

職員の人事異動がありました

(平成29年4月1日付け)

土地改良区が管理する道路・排水路を農業用以外に使用する時は

土地改良区に届出が必要です!

「北総東部土地改良区開発行為等同意規程」に基づき、負担金納入が必要となります。

※詳細は管理課までお問合わせください。

土地改良区に届出をお願いします!

賦課金の期限内納入にご協力下さい!

【平成29年度賦課金】

◎納入期限

前期 / 全納	平成29年 7月31日
後期	平成29年 10月31日

※口座振替日は納期と同日ですので、前日までに口座残高のご確認をお願いいたします。

◎賦課金額

10アール当たり

前期	一般会計	経常賦課金 維持管理賦課金	田畑	7,500円
			田畑	6,300円
後期	工区特別会計	経常賦課金	田畑	500円~3,000円
			田畑	※工区・地区により異なります。
全納	前期・後期一括で納入した場合			※後期賦課金額の2%を報奨金として交付します。

冬期用水	一般会計	維持管理賦課金	1ヶ月 500円
------	------	---------	----------

※冬期用水を使用する場合は、申請が必要となります。

納付書発付日…平成30年2月1日 納入期限…平成30年2月28日

☆賦課金の納入には口座振替が便利です!

賦課金の納入は、窓口での納入の手間が省け、お納め忘れのない『口座振替』が大変便利です。

取扱い金融機関は、千葉県内に本店のある金融機関（農協、銀行、信用金庫等）及びゆうちょ銀行となります。事前に申し込みが必要ですので、ご希望の方は賦課徴収課までご連絡ください。

※『賦課金領収証（口座振替用）』は納入組合を通じて、12月に配付、もしくは郵送させていただきます。

賦課金はこのようなことに使われております

賦課金は、受益地に対し面積割でご負担いただいているものです。

土地改良区が行う維持管理事業等および運営に関わる経費は、原則として組合員の賦課金で負担する事になっております。

組合員の皆様に納入いただいた賦課金は、下記のように使われております。

一般会計	経常賦課金	土地改良区の運営に要する経費
	維持管理賦課金	基幹施設の整備・施設の電気代など施設の維持管理に要する経費
工区特別会計	経常賦課金	工（支）区の運営、維持管理（施設補修）等に要する経費

これからも、正確適正を心掛け経費削減を図りながら、健全な土地改良区運営に努めてまいります。